

副市長・総務担当部長会議

令和5年1月20日（金）

長野県市長会

会議次第

I 「相続登記について」の説明

長野地方法務局 不動産登記部門 主席登記官 伊藤 祐一 氏

II 議題審議

1 開 会

2 来 賓 紹 介

3 新任副市長・総務担当部長紹介

4 座 長 選 出

5 議 事

(1) I 各市提出議題

(2) II 事務局提出議題

(3) III 県の施策説明

6 閉 会

出席者名簿

長野県

企画振興部 市町村課	課長	滝沢 裕之	企画幹兼 課長補佐兼 行政係長	久保田 敦
	行政係主査	深澤 広哲	行政係主事	柿澤 裕樹

市

市名	職名	氏名	職名	氏名
長野市	副市長	西澤 雅樹	企画政策部長	下平 嗣
松本市	副市長	嵯峨 宏一	総合戦略局長	横内 俊哉
	副市長	宮之本 伸		
上田市	副市長	吉澤 猛	政策企画課長	北沢 秀一
岡谷市	副市長	小口道生	総務部長	藤澤 正
飯田市	副市長	高田 修	総務部長	原田 太仁
諏訪市	副市長	後藤 慎二	総務部長	松木 克之
須坂市	副市長	中澤 正直	総務部長	中島 久
小諸市	副市長	田中尚公	総務部長	柳澤 学
伊那市	副市長	伊藤 徹	総務部長	伊藤 博徳
駒ヶ根市	副市長	小平 操	総務部長	渋谷 仁士
中野市	副市長	竹内敏昭	総務部長	柴本 豊
大町市	副市長	矢花久則	総務部長	和田泰典
飯山市	副市長	伊東ゆかり	総務部長	鈴木 靖史
茅野市	副市長	柿澤圭一	企画部長	田中裕之
塩尻市	企画政策部長	高砂進一郎		
佐久市	副市長	花里英一	総務部長	畠山啓二
千曲市	副市長	大内保彦	総務部長	北澤武彦
東御市	副市長	田丸基廣	総務部長	山田正仁
安曇野市	副市長	中山栄樹	政策部長	渡辺守
事務局	局長	青木 弘	次長	久保田 肇

新任副市長・総務担当部長紹介

・副市長（2名）

市名	氏名	就任年月日
飯山市	いとう ゆかり 伊東 ゆかり	令和5年1月1日
塩尻市	いしざか けんいち 石坂 健一	令和4年11月14日

議題目次

I 各市提出議題

議題総数 18 議題

【新規】 8 議題

○ 社会環境分野 2 議題

1 妊婦一般健康診査の結果提供体制の構築について (伊那市)

2 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗り入れ制度の整備について (須坂市)

○ 総務文教分野 3 議題

3 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の拡充について (佐久市)

4 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について (飯山市)

5 国民スポーツ大会の会場となる施設の県営化について (飯山市)

○ 経済分野 1 議題

6 分収造林契約地の契約満了時における住民等の負担軽減について (伊那市)

○ 危機管理建設分野 2 議題

7 空き家問題を解決するための相続財産管理人選任の申立て等に係る費用の国費負担について (須坂市)

8 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について (中野市)

【再提案】 10 議題

○ 社会環境分野 6 議題

9 強度行動障がい者（児）に係る社会資源の充実について (松本市、塩尻市、安曇野市)

10 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について (松本市)

11 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について (中野市、飯山市)

12 民生委員・児童委員制度の在り方と負担軽減について (飯田市、飯山市)

13 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について
(長野市、松本市、上田市、須坂市、大町市、茅野市、佐久市、
千曲市、東御市、安曇野市)

14 し尿処理施設の移転解体における財政支援について (伊那市)

○ 危機管理建設分野 4議題

15 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の更なる
推進について (長野市)

16 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の
復活について (上田市)

17 高速道路に架かる市道橋の点検、補修に対する支援について (伊那市)

18 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について (伊那市、中野市)

II 事務局提出議題

・令和5年度長野県市長会事業計画（案）・歳入歳出予算（案）について
(資料1・2)

・令和5年度以降の妊産婦健診等業務委託契約等について
(資料3)

III 県からの施策説明

【新規】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (・・ 第回総会; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁		
	<input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 保健・疾病対策課		
	<input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	1 妊婦一般健康診査の結果提供体制の構築について		
提案市	伊那市		
提案要旨	<p>令和2年3月27日付で、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長から「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の一部を改訂する告示の交付について」が通知された。改正内容は、「市町村は、原則として、妊婦健康診査を実施する医療機関に対して、妊婦健康診査の結果等の提供を求めるよう努めるものとすることを追加する。」であった。</p> <p>現行の妊婦一般健康診査は、県内統一で実施しており、健診実施の有無のみの確認となっているため、市町村や県が妊産婦の科学的なデータを把握することができない。</p> <p>母子保健施策支援の更なる向上のために、健診結果のデータ化が必須となる。そのためには、県医師会（産科医療機関）・国保連合会・市町村等での協議調整が必要になるため、県主導の調整による体制整備を要望する。</p>		
提案理由	<p>胎児の健やかな成長のためには、妊婦の健康状況に応じた保健指導が必要であるが、定期的に妊婦健康診査を受診していても、現状では医療機関から健診受診の有無の確認はできるが、妊婦の健康状態を把握できず、ハイリスク妊婦に対し、出産後からの切れ目のない、保健指導が難しい状況にある。</p> <p>また、母子保健法の改正により、令和2年6月からマイナポータルで妊婦健康診査情報の閲覧が可能となったが、現状は、妊娠中の健診情報がマイナポータル（個人健康情報記録）などへ連携できていない。</p> <p>ハイリスク妊婦への対応や保健指導、管内別・市町村別の母子保健に関する統計や実態把握がより正確にできるようにするために、医療機関からの検査結果の提供体制と国保連合会でのデータ処理、国保連合会や県での母子保健統計資料の作成や提供体制の構築について、県主導でお願いしたい。</p>		
	晩婚化や高齢出産の増加など、ハイリスク妊産婦が増加する中、胎児の健やかな成長のために早期に対応し、切れ目ない保健指導を実践する		

現況及び課題等	<p>ためには、妊産婦の健診結果のデータ化は不可欠である。</p> <p>現行の妊婦健診は、県内統一で実施しており、健診実施の有無のみの確認となっているため、市町村や県が妊産婦の科学的なデータを把握することができない。健診結果をより有効に活用できるようにするために、受診券様式の変更、医療機関での健診結果の記載や送付、データ処理によるデータ集積等を行い、母子保健統計資料の提供ができる体制整備の構築が必要と思われる。</p>
関係法令	<p>母子保健法（昭和40年法律第141号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成26年法律第27号）</p>

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (・・・ 第 回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 長野県 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名 称		
件名	2 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗り入れ制度の整備について		
提案市	須坂市		
提案要旨	歯科健（検）診受診者への便宜や受診率の向上を図るため、妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗り入れ制度の新たな整備を要望する。		
提案理由	<p>現在、市町村長の委任を受けた長野県知事と、協力する医師（県医師会員）を代表して県医師会長とが契約を締結し、予防接種業務やがん検診業務において相互乗り入れ制度が実施されている。この制度を活用することにより、予防接種においては、里帰り出産等の理由で居住地を離れる場合など、居住市町村での接種が困難な者に対し、被接種者への便宜及び接種率の向上が図られている。また、がん検診においては、住所地以外の市町村の医療機関でも受診ができるため、より受診がしやすい体制の確保が受診率向上につながっている。</p> <p>しかし、歯科健（検）診においては、この制度が整備されていない。当市でも、歯科健（検）診を2021年6月から実施しているが、市外の歯科診療所がかかりつけ歯科であるため、そちらで健（検）診を受けたいという希望や問合せも増加してきている。</p> <p>以上を踏まえ、歯科健（検）診受診者への便宜や受診率の向上、また、歯の健康を守ることで疾病の予防にもつながることから、提案するものである。</p>		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●当市の受診率 <ul style="list-style-type: none"> 2021年度 (妊婦 : 20.0%、成人 : 11.7%) 2022年度 9月末時点 (妊婦 : 30.6%、成人 : 6.7%) ○県歯科医師会及び都市歯科医師会との調整が必要 ○相互乗り入れ制度への協力依頼（歯科医療機関の周知等） 		
関係法令	母子保健法、健康増進法		

区分	■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 國土交通省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	3 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の拡充について		
提案市	佐久市		
提案要旨	地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持することを目的に、地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス・デマンド交通の運行に対し交付を受けている標記の国庫補助金（以下「本補助金」という。）について、交付額の拡充を要望する。		
提案理由	<p>各市町村において、地域住民の通勤、通学、通院、買物等の手段としてバス・デマンド交通などの公共交通施策を実施しているところであるが、地域のニーズにきめ細やかに対応する移動手段を確立するための運行経費の抑制は困難である。さらに、利便性の向上を図るための運行体系の見直しや新技術の導入には新たな財政負担が発生する。</p> <p>そのため、補助金による財政負担の軽減は公共交通施策の実施において非常に重要なものである。</p>		
現況及び課題等	<p>佐久市では、運行体系の見直しとしてデマンド交通の運行エリアを市内全域へ拡大する実証運行を実施しており、本運行への移行後は現在補助対象系統に含まれていないエリアについても本補助金の補助対象系統に追加される予定である。</p> <p>しかしながら、本補助金は人口規模により、市としての補助上限額が算定され、各運行事業者へ按分して交付されるものであり、補助対象系統が新たに追加されても全体の交付額は変わらない。そのため、現行の補助金額に補助対象系統数に応じた加算額を上乗せするなどの算定方法により交付額の拡充がされなければ財政負担の軽減に繋がらないものである。</p>		
関係法令	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱		

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (第回総会; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 土交省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 企画振興部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	4 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について		
提案市	飯山市		
提案要旨	豪雪地帯で生活する住民が購入する除雪機に対する補助制度の創設を要望する。		
提案理由	<p>豪雪地帯で生活していくためには自宅の除雪が不可欠であり、自宅の除雪をおこなうため除雪機を購入して除雪を行うことが一般的となっている。そのため、降雪の無い地域に暮らす方と比較すると生活するための経済的負担が増加している。</p> <p>令和4年3月31日の豪雪地帯対策特別措置法改正に伴い改正された豪雪地帯対策基本計画（令和4年12月9日閣議決定）では、豪雪地帯は毎年の恒常的な降積雪により住民の生活水準の向上が阻害されてきたとしている。</p> <p>そこで、豪雪地帯で生活する方の経済的負担を軽減することで生活水準の向上を図るため除雪機の購入に対する補助制度の創設を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>豪雪地帯で使用する除雪機は、積雪量が多いため大型のものが主流であり価格が高く（百万円以上）大きな経済的負担となっている。令和4年1～3月の豪雪における当市の最大積雪量は、飯山観測所で2m32cmであり、市の北部では4m近い積雪量となった。これだけの積雪量となると大型の除雪機でないと除雪が極めて困難となる。</p> <p>当市では高齢者等の除雪を近隣住民が行う「玄関先除雪支援事業」を実施しているが、殆どのケースで除雪機が使用され、一般家庭の除雪機が共助のために用いられ地域の生活を支えている実態がある。</p> <p>このように除雪機は豪雪地帯の生活に欠かせないものであり、当市では一般家庭が購入する除雪機に対する補助制度を検討している。</p>		
関係法令	豪雪地帯対策特別措置法		

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (第回総会 ; 飯山市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 教育委員会事務局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	5 国民スポーツ大会の会場となる施設の県営化について		
提案市	飯山市		
提案要旨	<p>国民スポーツ大会の会場となるスポーツ施設は、円滑な運用条件を満たすために必要な施設への更新や大規模改修に高額な費用を要する状況にある。このような特定の自治体だけが所有する施設について、長期活用を図っていくことは必須であり、長野県全体での選手育成、競技会開催などの観点から、施設の県営化を要望する。</p>		
提案理由	<p>スポーツ基本法では、「国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。」とされており、競技の規則改正等により都度、施設の改修や改善を要する状況で、設置市町村の財政負担などが非常に大きいことから、全県単位でスポーツ施設の在り方を整理していくことが必要である。</p> <p>現在、国民スポーツ大会で使用されているスポーツ施設は、今後も継承・発展させるべきスポーツレガシーであり、以って長野県全体のスポーツ振興及びレベルの向上に欠くことのできないことから県営化が望まれる。</p>		
現況及び課題等	<p>県内の自治体で、2028年国民スポーツ大会の開催に向けた準備を進めており、中央競技団体の視察などを経て今後多くの施設で、必要な整備・改修などが進められる。</p> <p>当市のジャンプ台も大規模な改修を必要としており、整備・改修において既存の補助制度を活用した場合、補助限度額を超える改修となるため、市の財政負担は非常に大きくなる。国民スポーツ大会におけるジャンプ競技には、クロスカントリースキーと併せたコンバインド競技も行われることから、参加選手等のためにも、一体とした開催地での運用が望まれる。県内には県営スポーツ施設が多くあり、国民スポーツ大会が開催される当市のジャンプ台施設について、県営としていただくことを望む。</p>		
関係法令			

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)											
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設									
要望先	<table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>国</td> <td>担当省庁</td> <td>林野庁</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>県</td> <td>担当部局</td> <td>林務部</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>その他</td> <td>名 称</td> <td>(国研) 森林研究・整備機構 森林整備センター、公益財団法人 長野県林業公社</td> </tr> </table>			<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	林野庁	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	林務部	<input checked="" type="checkbox"/> その他	名 称	(国研) 森林研究・整備機構 森林整備センター、公益財団法人 長野県林業公社
<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	林野庁										
<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	林務部										
<input checked="" type="checkbox"/> その他	名 称	(国研) 森林研究・整備機構 森林整備センター、公益財団法人 長野県林業公社										
件名	6 分収造林契約地の契約満了時における住民等の負担軽減について											
提案市	伊那市											
提案要旨	昭和30年代頃に国や県等と契約された分収造林契約が今後契約満了を迎えてくるが、伐期を迎えた森林を再造林、管理していくことは契約者に多額の負担が必要となり、伐期を迎えた森林の整備が進まないため、契約内容の変更等による契約者の負担軽減を要望する。											
提案理由	<p>分収造林契約は、契約地の伐採を行い収益を持分割合で分収することが原則であるが、木材価格や搬出経費等の現場条件等により、伐採後の再造林経費の捻出が困難で、契約満了時に契約相手方の持ち分を買い取る方法がほとんどとなっている。この場合、生産森林組合や地域の組合、集落等で契約している者にとって多額の費用が必要となるため、大きな負担になっている。</p> <p>先人が将来のために行った契約だが、後の世代は契約内容を知らない地権者がほとんどであり、高齢化が進む集落では、さらに深刻である。</p> <p>契約者の負担を減らし契約満了後の森林整備を進めるためにも、契約にある持分割合の変更や買取価格の軽減を要望する。</p>											
現況及び課題等	当市内には、現在、国（林野庁）5個所、県12個所、森林整備センター33個所、県林業公社51個所の契約地があり、その内の75%が市以外の生産森林組合や地域の組合、集落等になっており、最近それらの団体から費用面についての相談が出てきている。市議会でも市民の負担軽減について一般質問があった。											
関係法令	分収林特別措置法（昭和33年法律第57号） 公有林野等官行造林法（昭和36年に廃止されたが、それ以前の契約については同法の効力を有する）											

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (・・・第回総会; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 法務省、国土交通省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	7 空き家問題を解決するための相続財産管理人選任の申立て等に係る費用の国費負担について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>所有者、管理者が不在の空き家や、相続放棄された空き家の管理が行われず放置され、地域の住環境に悪影響を及ぼしている空き家問題を解決するため、相続財産管理人制度があるが、この制度は裁判所へ予納金を納める必要があり、建物等の売却益が出ない物件に関しては管理人報酬を予納金から支払うため、予納金が返還されない。また、空き家が売却できない場合は、長期間、管理人報酬等の費用を負担する必要があり、制度利用の障壁となっている。</p> <p>よって、地方公共団体が相続財産管理人選任の申立てを行う際は、国において予納金等、空き家の処理にかかる費用を負担することを要望する。</p>		
提案理由	相続財産管理人選任の申立てに必要な予納金等の費用が国費負担となることで、地方公共団体の予算措置が不要となることから、相続放棄された空き家等に対して相続財産管理人選任の申立てが行いやすくなり、空き家問題の解決につながることが期待される。		
現況及び課題等	相続放棄された空き家は、相続放棄した人が相続財産管理人選任の申立てを行うことも出来るが、申立て等にかかる費用を全て負担する必要があり、相続放棄した経緯等から空き家として放置されたままとなってしまい、状態の良い空き家であっても、管理されず放置されることで劣化が進み特定空家等の候補となってしまうケースが多々見受けられる。		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・民法 ・空家等対策の推進に関する特別措置法 		

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (・・・第回総会; 市)				
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称	建設部(都市・まちづくり課)			
件名	8 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について				
提案市	中野市				
提案要旨	<p>これまで景観計画策定業務については、令和3年度事業分までは、景観法に基づく景観計画策定又は改定に要する経費について「景観改善推進事業」により国庫補助金の交付を受けられていたが、令和3年度の要綱改正により、景観関連の計画等を定めていない市区町村は、令和4年度から同補助金の補助対象外となった。</p> <p>補助対象外となったことに伴い、不足する財源について長野県において新たな補助制度の創設を要望する。</p>				
提案理由	<p>自治体においては、国や県の補助制度の有無が事業実施の後ろ盾となることが少なくなく、本件も同様に補助制度を活用し事業実施を想定していたが、事前の情報提供もいただけない中、要綱改正で補助対象外とされたことにより当初予定していた特定財源の未収相当額について、対応に苦慮している。</p>				
現況及び課題等	<p>当市では、令和7年4月の景観条例施行予定に向け、令和4年度から基礎調査業務に着手している。</p> <p>本年度分の経費のうち、補助金相当分については、やむを得ず市単独事業として実施している。</p>				
関係法令	・景観法				

【再提案】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R 4・8・18 第151回総会；松本市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	9 強度行動障がい者（児）に係る社会資源の充実について		
提案市	松本市、塩尻市、安曇野市		
提案要旨	強度行動障がい者（児）を在宅で介護している家族を支援するために市町村が実施する事業に対し、県費の補助を要望する。		
提案理由	<p>各市が実施又は実施予定の以下の支援について、県内すべての市町村で同様の事業が実施できるように県の財政的支援を求めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域生活支援事業の日中一時支援事業に強度行動障がい者の単価を新設（令和5年度から松本障害保健福祉圏域の8市村で、共通の単価により実施予定） ② 住宅整備事業の強度行動障がい者への対応 ③ 強度行動障がい者に対応するための施設改修費用等に対する補助 		
現況及び課題等	強度行動障がい者は、直接的他害（噛みつき等）、間接的他害（睡眠の障害等）、自傷行為、破壊活動などが、通常考えられない頻度と形式で出現するため、通常の施設や在宅では介護が極めて困難な知的障がい者に多い二次障がいである。社会資源や人材が整わないので、家族を中心とした介護で支えている現状がある。		
関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)		

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (4・4・14第150回総会;松本市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	10 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について		
提案市	松本市		
提案要旨	<p>障がい者の福祉医療費給付事業の窓口無料化については、重度心身障がい者親の会、関係団体、議員等から強い要望をいただいている。</p> <p>しかし、障がい者の窓口無料化の実施は、新たに生じる財政負担が大きいことから、子どもの医療費現物給付化同様、県の補助金拡大及び県内統一で実施できる体制の整備を要望する。</p>		
提案理由	<p>障がい者の福祉医療費給付事業の窓口無料化について、現在の償還払い方式から現物給付方式に切り替えた場合、国民健康保険における国庫負担金の減額措置、健康保険組合の付加給付分の負担があり、新たな財政負担が生じる。</p> <p>特に国庫負担金の減額調整額が大きく、財政への影響を鑑みて、方式の切替えを足踏みする原因となっている。</p>		
現況及び課題等	<p>令和3年度の給付実績(20歳以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付件数 251, 555件 ・給付額 800, 793千円 ・県補助金 270, 883千円 <p>現物給付へ移行した場合の新たな財政負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概算 161, 174千円(令和3年度給付実績から算出) 		
関係法令	長野県福祉医療費給付事業補助金交付要綱		

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R3・4・15 第148回総会；駒ヶ根市)																					
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																			
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名称																					
件名	11 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について																					
提案市	中野市、飯山市																					
提案要旨	福祉医療費給付事業における県補助対象について、小学4年生から中学生までの通院医療費が対象となるよう要望する。																					
提案理由	福祉医療費給付事業の県補助対象について、本年度から通院分が小学3年生まで拡大されたが、市町村の財政負担が依然として大きいため、対象を更に中学3年生まで拡大されるよう要望する。																					
現況及び課題等	<p>・乳幼児等の福祉医療費の対象年齢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>県補助</th> <th>中野市</th> <th>飯山市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>中学校卒業まで</td> <td>中学卒業まで</td> <td>高校卒業まで</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>小学3年生まで</td> <td>中学卒業まで</td> <td>高校卒業まで</td> </tr> </tbody> </table>				県補助	中野市	飯山市	入院	中学校卒業まで	中学卒業まで	高校卒業まで	通院	小学3年生まで	中学卒業まで	高校卒業まで							
		県補助	中野市	飯山市																		
	入院	中学校卒業まで	中学卒業まで	高校卒業まで																		
	通院	小学3年生まで	中学卒業まで	高校卒業まで																		
	<p>・福祉医療費支給額(乳幼児等) (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>【中野市】</th> <th>支給額</th> <th>県補助金 (対象の1/2)</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元年度(決算額)</td> <td>81,145</td> <td>20,911</td> <td>60,234</td> </tr> <tr> <td>R2年度(決算額)</td> <td>64,762</td> <td>16,118</td> <td>48,644</td> </tr> <tr> <td>R3年度(決算額)</td> <td>73,469</td> <td>18,456</td> <td>55,013</td> </tr> </tbody> </table>			【中野市】	支給額	県補助金 (対象の1/2)	一般財源	R元年度(決算額)	81,145	20,911	60,234	R2年度(決算額)	64,762	16,118	48,644	R3年度(決算額)	73,469	18,456	55,013			
【中野市】	支給額	県補助金 (対象の1/2)	一般財源																			
R元年度(決算額)	81,145	20,911	60,234																			
R2年度(決算額)	64,762	16,118	48,644																			
R3年度(決算額)	73,469	18,456	55,013																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>【飯山市】</th> <th>支給額</th> <th>県補助金 (対象の1/2)</th> <th>起債 (市単独事業)</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元年度(決算額)</td> <td>42,036</td> <td>9,501</td> <td>22,752</td> <td>9,783</td> </tr> <tr> <td>R2年度(決算額)</td> <td>30,851</td> <td>5,775</td> <td>18,000</td> <td>7,076</td> </tr> <tr> <td>R3年度(決算額)</td> <td>39,364</td> <td>7,496</td> <td>22,000</td> <td>9,868</td> </tr> </tbody> </table>			【飯山市】	支給額	県補助金 (対象の1/2)	起債 (市単独事業)	一般財源	R元年度(決算額)	42,036	9,501	22,752	9,783	R2年度(決算額)	30,851	5,775	18,000	7,076	R3年度(決算額)	39,364	7,496	22,000	9,868
【飯山市】	支給額	県補助金 (対象の1/2)	起債 (市単独事業)	一般財源																		
R元年度(決算額)	42,036	9,501	22,752	9,783																		
R2年度(決算額)	30,851	5,775	18,000	7,076																		
R3年度(決算額)	39,364	7,496	22,000	9,868																		
関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱																					

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (令和元年第146回総会; 飯田市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 厚生労働省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input checked="" type="checkbox"/> その他 名称 全国民生委員児童委員連合会		
件名	12 民生委員・児童委員制度の在り方と負担軽減について		
提案市	飯田市、飯山市		
提案要旨	<p>民生委員・児童委員を取り巻く社会状況は、制度創設から100年経過する中で大きく変化している。福祉関係制度の改正が行われる中で、この制度が時代に適応しているかの検証をお願いしたい。</p> <p>また、民生委員・児童委員のなり手不足解消のため、民生委員・児童委員活動の負担軽減について検討し、具体的に負担軽減につながる活動の指針を示すことを要望する。</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度が変遷する中、民生委員・児童委員活動の環境は大きく変化している。また、活動の中心を担う年齢層（60歳以上）は、以前と違い多くが就労するなど、その活動に総じて負担感が増している。 ・今回の一斉改選において、新たな民生委員・児童委員のなり手不足が顕著である。推薦母体である地域自治組織からは、活動の負担軽減や待遇改善など、活動内容の在り方も含め制度の見直しを求める要望が多い。 ・また、負担感や責任の重さから任期1期で退任する委員の割合が高く、継続した地域とのつながりが持ちにくくなっている状況である。 ・今の時代に合った制度への見直しと、活動の負担軽減や待遇改善などは今後の安定した選任につながる。 		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の全国における定数に対する委嘱率はH25年改選時97.3%、H28年改選時96.5%、R元年改選時95.51%と年々低下している。 ・民生委員・児童委員の改選時における新任委員の割合はR元年改選時全国平均31.4%。飯田市では55.74%。（飯山市 R元年84.93% R4年77.46%） ・飯田市の民生委員・児童委員の平均年齢は、H25年改選時65歳、H28年改選時67歳、R元年改選時67歳（飯山市 R元年66歳 R4年66歳） ・飯田市の民生委員・児童委員の活動状況はR3年度の一人当たり平均142日である。（飯山市 R3年85日） ・飯山市では、R4年8月に民生児童委員を対象にアンケートを実施したと 		

	ころ、約7割が負担感を感じており、課題として冬期間の高齢者世帯等の住宅除雪対応、地域のつながりの希薄化、民生児童委員活動への理解不足などがあげられている。
関係法令	民生委員法

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R4・8・18 第151回総会；長野市ほか7市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 環境省、財務省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 環境部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	13 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、大町市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市		
提案要旨	<p>循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、ごみ焼却施設、最終処分場など市町村等が実施する廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう求めます。</p> <p>また、全ての廃棄物処理施設の整備に関する用地費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分の整備費及び解体撤去工事費についても交付対象とともに、新たなまちづくりの推進や住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望します。</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 ・廃棄物処理施設の整備には、複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施しており、交付金は、市町村が実施する廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことができない制度である。 ・建設候補地の選定から建設同意を得て建設着手に至るまでには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に併せ、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を新たに交付要件とする際には、十分な経過措置期間を設けることが必要である。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。 ・平成30年6月に策定された「廃棄物処理施設整備計画」においては、地域住民の福祉の向上や災害時の防災拠点としての役割などの「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、施設整備地域に多面的な価値をもたらす施設の整備が求められているが、裏付けとなる財源措置が必要である。 ・焼却施設解体工事が交付対象となるのは、廃棄物処理施設の整備に伴うものや、新たに焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体工事となっており、既に廃炉となった焼却施設単体での解体工事は対象外となっている。廃焼却施設を放置しておくと、風雨にさらされた構築物の崩壊・倒壊等の危険性が増長されることになり、施設の解体は喫緊の課題となっている。 ・最終処分場などの一部の施設整備にかかる用地費、管理・計量設備及び排水処理設備に係る建屋部分の整備費が交付金の交付対象となっていない。 ・廃棄物処理施設の解体には、特殊な設備の解体やアスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壌汚染対策等の多額な費用が必要となる。 ・交付金の交付には新施設竣工の翌年度に解体着工が必要であり、かつ、交付金の交付対象が整備した施設と同数に限定される。また、既存施設の解体のみのときは、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合、交付金の交付対象にならないため、交付金による支援範囲の拡大が必要である。 ・市町村が解体費用を全て一般財源で賄うこととは、コロナ禍等の影響や景気が不透明なこと等から、非常に厳しい状況であり、新たな廃棄物処理施設整備が伴わない解体工事費についても交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。
現況 及び 課題 等	<p>【長野広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野広域連合がごみ処理施設を整備するに当たり、最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分が交付金の交付対象となっておらず、その分が構成市町村の費用負担となる。また、施設を整備する市町村においては、施設の周辺環境整備に掛かる費用も交付金の交付対象となっておらず、その分を一般財源で賄うことになり、事業を実施する上で財政負担が大きく、懸念事項となっている。 <p>【松塩地区広域施設組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村で構成）で

は、令和11年度の供用開始に向けて新たなごみ焼却施設の建設計画の策定を進めている。新施設の建設には、建設候補地の決定及び地域住民の同意、理解と協力が不可欠であり、施設稼働まで長い期間と費用を要する。

- 特に、用地取得の費用及び地元対策の周辺環境整備に要する費用等は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。

【上田地域広域連合関係】

- 上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- 上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- 上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- 現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでおり、令和2年11月から環境影響評価を開始している。
- 上田市では、令和3年度から当該交付金を活用し、焼却ごみを削減する生ごみリサイクルシステムの構築を目指し、有機物リサイクル施設（生ごみみたい肥化施設）の建設に向けた生活環境影響調査等の事業に着手している。
- 新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- 最終処分場の用地費のほか、住民理解を得るために振興事業に要する費用については交付金の対象となっていないほか、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用は、交付金の対象が1か所に限定されており、大きな財政負担が生じることとなる。
- 広域連合及び上田市では「廃棄物処理施設整備計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。

【川西保健衛生施設組合関係】

- 新ごみ焼却施設「佐久平クリーンセンター」が稼働したことに伴い既設ごみ焼却施設の2施設が閉鎖となっている。内1施設は循環型社会形成推進交付金交付要綱の改正により交付対象となったが、現制度下

	<p>では残りの 1 施設は、交付対象とならないことから多額の解体工事費すべてを一般財源で賄わなければならぬ。制度改正により全額交付対象とするよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の整備には、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境整備が必要となることから、交付対象外であるこの費用についても、交付金の対象とするよう要望する。 <p>【北アルプス広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北アルプス広域連合では、大町市、白馬村及び小谷村の 3 市村によるごみ処理広域化を進めており、平成30年 8 月には新たなごみ焼却施設の供用を開始している。 ・令和 3 年度からは、白馬村内の旧ごみ焼却施設の解体及びその跡地での新たなリサイクル施設の整備を進めている。また、令和 5 年度からは、大町市内の旧ごみ焼却施設を解体し、その跡地での資源物一時保管施設の整備を予定している。 ・ごみ焼却施設の解体には、ダイオキシン類の飛散防止など多額な費用が必要となるが、その財源を確保する上で循環型社会形成推進交付金は、欠くことのできない制度であり、実施計画に見合った所要額が確実に交付されなければ 3 市村の財政に深刻な影響を及ぼす恐れがある。 <p>【茅野市、諏訪南行政事務組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。 ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある 2 か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏訪衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を行い、令和 3 年 10 月に稼働した。旧施設は、不用となり早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となっている。 <p>【穂高広域施設組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穂高広域施設組合では、新ごみ処理施設が令和 3 年 3 月から本格稼働となり、管理面及び景観の観点から廃止となった旧廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることができることになっているが、財源確保が大きな課題である。交付金対象要件の拡充を強く要望するとともに、さらには実施年度においては実施計画に見合った交付金を交付していただくよう要望する。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R4・8・18 第151回総会；伊那市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省、環境省、財務省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 環境部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	14 し尿処理施設の移転解体における財政支援について		
提案市	伊那市		
提案要旨	<p>循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）では、廃焼却施設の解体に要する工事費を交付金の対象としているが、し尿処理施設の移転更新においても旧施設の解体撤去工事費を交付対象とすることを要望する。</p> <p>さらに、用地費や住民理解を得るために周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。</p>		
提案理由	<p>し尿処理施設（伊那中央衛生センター）移転改築工事後に旧施設の解体撤去工事を予定しているが、一般的な施設の解体と異なり、現地建替や工法が複雑になることから、多額の費用が必要となるため、市町村における財政負担は大きなものがある。</p> <p>施設の特殊性に対する住民感情を考慮すると、移転改築するケースは多く、旧施設の撤去は事業において必須であり、施設の建設と解体は一体の事業と考える。</p> <p>また、改築工事にあたり、地元住民の理解を得るために施設周辺整備や地域環境整備は欠かせないが、これに係る財政的負担も大きいことから、本交付金による支援範囲の拡充が必要である。</p>		
現況及び課題等	<p>伊那中央行政組合（伊那市、箕輪町、南箕輪村）が、伊那市に建設した「し尿処理施設（伊那中央衛生センター）」は、昭和55年の供用開始から40年が経過し老朽化が進行してきたことから、施設の移転改築を計画している。（令和2年度～令和9年度）</p> <p>移転改築後、旧施設の解体工事や施設周辺整備を実施するが、解体工事の財源として、公共施設等適正管理推進事業債（除却事業）を活用する予定であるが、これは資金手当てのみであり、今後の償還において本体工事の起債償還に加え、周辺整備については特定財源がないことから、構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。</p>		
法関係	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金要綱		

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R4・4・14 第150回総会；長野市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 国土交通省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 建設部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	15 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の更なる推進について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>近年、激甚化・頻発化する災害の発生に対し、防災のための重要インフラの機能強化は不可欠であることから、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（以下、「5か年加速化対策」）に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、事業の計画的な推進と5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保した継続的な取組を要望する。</p>		
提案理由	<p>道路ネットワークは、社会経済活動をはじめ、救急搬送や災害時の緊急輸送路など安全で安心な暮らしの確保に必要不可欠である。</p> <p>国・県においては、災害に強い交通ネットワークの構築、土砂災害や老朽化対策等に向けた更なる推進をお願いしたい。</p>		
現況及び課題等	<p>本市では国道19号において、令和3年に2箇所で相次ぐ災害の発生に伴い交通規制が行われ、その内の1箇所で復旧工事に伴う片側交互通行規制が続いている。特に全面通行止めの際には、地域住民は近接する狭隘な迂回路を通行せざるを得ない状況となり、安全な通行に支障をきたす大変危険な状態が浮き彫りとなった。</p> <p>こうした事態は、市民生活をはじめ広域的な社会経済活動に多大な影響を及ぼすものである。</p> <p>本市のみならず、長野県は急峻で脆弱な地形を多く抱えており、頻発する豪雨等による災害発生のリスクが高い状況にある。</p> <p>このようなことから「5か年加速化対策」に必要な予算・財源の確保と計画的な事業の推進が必要であり、「5か年加速化対策」後も継続的な取組のため、通常予算とは別枠での予算・財源の確保が課題である。</p>		
関係法令			

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R 4・4・14 第150回総会； 上田市)			
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設	
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 建設部（建築住宅課） <input type="checkbox"/> その他 名称			
件名	16 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る 補助対象項目の復活について			
提案市	上田市			
提案要旨	住宅新築資金等貸付事業を実施した市町村に対して交付される長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金は、同交付要綱において、督促等に要する経費及び強制執行の申立て等に要する経費等8項目が補助対象とされているが、このうち、「未償還額と強制執行等による取立て額等との差額」等の3項目については補助対象外とされており、市町村の財政負担軽減のため、補助対象項目の復活を引き続き要望する。			
提案理由	<p>住宅新築資金等貸付事業は、歴史的・社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の整備改善を図るために実施された事業である。国においては、貸付主体である市町村の財政負担の実情に鑑み、同事業の円滑な推進を図るために、住宅新築資金等貸付助成事業費補助金により、都道府県が市町村に対し行う助成に対し、その経費の一部を補助しており、長野県においては、「長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付している（補助率3/4以内（うち国2/3、県1/3））。</p> <p>しかしながら、長野県においては平成16年度以降、「長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱」第4に規定されている8項目のうち「(6)未償還額と強制執行等による取立て額等との差額」、「(7)災害又は火災により住宅が滅失した場合における未償還額と火災保険等による充当額等との差額」及び「(8)その他知事が特に必要と認める経費」の3項目については補助対象外となっている。</p>			
現況及び課題等	上田市として、回収不能案件については、債権管理条例の規定に基づき債権放棄し、取立て訴訟や担保権の実行などの法的手続きを可能な案件については、手続きを進めていく予定である。「差押え財産の換金性」、「競売の場合の配当順位」等の要因により、未償還額と強制執行等による取立て額との差額が発生することが見込まれる。			
関係法令	<p>(国) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱 (県) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱</p>			

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R3・8・19第149回総会；伊那市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 国土交通省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input checked="" type="checkbox"/> その他 名称 高速道路会社		
件名	17 高速道路に架かる市道橋の点検、補修に対する支援について		
提案市	伊那市		
提案要旨	高速道路に架かる市道橋の点検、補修については、管理者である地方自治体の負担が大きいため、国の更なる支援と、高速道路会社の負担をお願いしたい。		
提案理由	<p>高速道路に架かる市道橋は建設から約50年が経過し老朽化が進んでいる。高速道路の安全を確保する為にも、点検、補修を継続的に実施することが重要であるが、高速道路の交通規制を伴う5年に1回の法定点検、補修は高額であり、永久的に地方自治体で点検、補修を進めていくことは財政的負担が大きい。また、冬期に高速道路に散布される凍結防止剤が影響したと思われる「こ道橋」の損傷も見受けられる。</p> <p>地域経済を支える重要な道路である高速道路の安全を確保する為、国の支援拡充と高速道路会社の負担をお願いしたい。</p>		
現況及び課題等	<p>伊那市の中央自動車道に架かる橋りょう数 市道橋：19橋 〈市道橋〉点検費用（1巡目（H26～30））：約50百万円 （道路メンテナンス事業補助 負担割合 国：55% 市：45% 高速道路会社：0%）</p> <p>【規制費の増加による点検費用の増加】 前回（H29）点検費用：約18.6百万円（9橋）（規制費約3.0百万円） 次期（R04）点検費用：約24.3百万円（9橋）（規制費約8.7百万円） 増減 : 約 5.7百万円の増</p>		
関係法令	道路法42条 道路法施行令35条の2、道路法施行規則第4条の5の6 道路橋定期点検要領		

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (第140回総会；長野市、松本市、塩尻市)																																											
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設																																								
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 建設部 <input type="checkbox"/> その他 名称																																											
件名	18 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について																																											
提案市	伊那市、中野市																																											
提案要旨	県から市町村に委託し、実施している都市計画基礎調査に係る委託調査費用について、県負担分の増額を要望する。																																											
提案理由	<p>都市計画法第6条に規定されている都市計画基礎調査は、概ね5年毎に都道府県が調査し、必要があると認められるときは、関係市町村に対し、資料の提出や協力を求めることができるとされている。</p> <p>本県では、県が市町村に調査業務を委託し、県の定める実施要領に基づき実施しているが、次年度調査に向けて参考見積を徴収したところ、前回調査時と比較し技術者単価が大幅に増額していることから、業者への委託料が、県から市町村への委託料を大きく上回る額となる。</p> <p>都市計画基礎調査の成果による県と市町村の相互メリットを考慮すれば、県が市町村に調査委託することについての理解はできるが、財源不足の中で、円滑な実施が困難な状況である。</p> <p>基礎調査費用の負担については、平成30年度に算出方法の見直しが行われているが、更に、市町村の費用負担を軽減されたい。</p>																																											
現況及び課題等	<p>【全国】全額を都道府県が負担しているのは10都道府県（約21%）</p> <p>【伊那市】実施状況と県からの委託料の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>県からの委託料</th> <th>市負担額</th> <th>市負担率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24実績</td> <td>6,289,500円</td> <td>2,653,000円</td> <td>3,636,500円</td> <td>57.8</td> </tr> <tr> <td>H30実績</td> <td>7,630,000円</td> <td>3,512,000円</td> <td>4,118,000円</td> <td>54.0</td> </tr> <tr> <td>R5予定額</td> <td>9,955,000円</td> <td>3,597,000円</td> <td>6,358,000円</td> <td>63.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中野市】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>県からの委託料</th> <th>市負担額</th> <th>市負担率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24実績</td> <td>2,677,500円</td> <td>1,470,000円</td> <td>1,207,500円</td> <td>45.0</td> </tr> <tr> <td>H30実績</td> <td>4,428,000円</td> <td>1,401,000円</td> <td>3,027,000円</td> <td>68.5</td> </tr> <tr> <td>R5予定額</td> <td>5,258,000円</td> <td>1,417,000円</td> <td>3,841,000円</td> <td>73.0</td> </tr> </tbody> </table>					事業費	県からの委託料	市負担額	市負担率 (%)	H24実績	6,289,500円	2,653,000円	3,636,500円	57.8	H30実績	7,630,000円	3,512,000円	4,118,000円	54.0	R5予定額	9,955,000円	3,597,000円	6,358,000円	63.9		事業費	県からの委託料	市負担額	市負担率 (%)	H24実績	2,677,500円	1,470,000円	1,207,500円	45.0	H30実績	4,428,000円	1,401,000円	3,027,000円	68.5	R5予定額	5,258,000円	1,417,000円	3,841,000円	73.0
	事業費	県からの委託料	市負担額	市負担率 (%)																																								
H24実績	6,289,500円	2,653,000円	3,636,500円	57.8																																								
H30実績	7,630,000円	3,512,000円	4,118,000円	54.0																																								
R5予定額	9,955,000円	3,597,000円	6,358,000円	63.9																																								
	事業費	県からの委託料	市負担額	市負担率 (%)																																								
H24実績	2,677,500円	1,470,000円	1,207,500円	45.0																																								
H30実績	4,428,000円	1,401,000円	3,027,000円	68.5																																								
R5予定額	5,258,000円	1,417,000円	3,841,000円	73.0																																								
関係法令	都市計画法																																											